

平成 30 年度申請分 「新たな支え合いファンド助成事業」 募集に関する Q&A

【新たな支え合いファンドについて】

Q1：「新たな支え合いファンド」のねらいを簡略に説明して欲しい。

A1：「新たな支え合いファンド」は、「市町村社協が自らの機能と専門性を活かして実施する活動」に対する助成金である。そのねらいは、住民による支え合いサービス提供基盤が存在しない空白地域において、住民に働きかけ、地域に存在する生活支援ニーズを住民参加により解決していけるよう、サービス提供基盤をつくることにある。
したがって、本ファンドでは、生活支援ニーズに対応するサービスを提供しうる団体を社協が立ち上げる活動（要綱第 3 条第 1 項第 1 号及び 2 号）、および、ニーズを充足させるサービスを、社協が既存団体と共に開発していく活動（要綱第 3 条第 1 項第 3 号）等を助成の対象としている。

【助成対象活動エリアについて】

Q2：同じ地区内から 28 年度（例：配食サービス団体）、29 年度（例：有償見守り活動団体）など、2 団体の申請は可能か。

A2：本助成金を活用して同地区に 2 つの団体を設置する場合、2 団体目の設立については対象とされない。実施主体である市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）が、当該地域の生活支援サービスをどうするかという方針に基づき計画・申請される活動であるため、違うサービスを行う団体を複数立ち上げるのではなく、包括的に生活支援ニーズに対応する団体を当該地域内に立ち上げる、または本助成金により設立した団体について、本助成金に依らず、市町村社協の側面的支援（資金・人的）においてサービスの拡充を図るという方針で検討いただきたい。

【財産管理について】

Q3：備品を購入した場合、その備品の所有権は団体と市町村社協のどちらにあるのか。

A3：本助成金は市町村社協の活動に対して交付するものであるため、購入者は市町村社協となり、所有権も市町村社協にある。なお、団体が自立運営できる段階になった場合、譲渡もしくは貸出しをすることも可能であるが、その場合は市町村社協で譲渡もしくは貸借の内容等を明らかにする契約を締結する等、管理状況を明らかにしておかなければならない。
なお、活動費支出と施設整備費支出問わず、サービス団体へ助成した場合には、団体の所有権とする。その場合において、交付要綱第 12 条の財産管理において台帳を整備するのはサービス団体となる。そのため、サービス団体が、管理状況を明らかにできるよう市町村社協として指導する。

【対象事業について】

Q4：現在、住民参加型事業を市町村社協が担っているが、これは助成対象となるか。

A4：要綱第3条別表第2助成対象外活動①に該当するため、社協の従来事業への助成は対象外である。但し、現在の活動を、住民の自主的組織として自律運営へ発展させるために、新たな団体として設立する場合は助成対象となり得る。その場合、団体の代表者を社協会長ではなく、住民選出とし、住民による運営機関を設置する等の転換を図る必要があるが、社協が事務局やコーディネートの役割を担うことは問題ない。

Q5：団体が複数あるが社協でコーディネートが出来ていないため、社協に登録していく形でも申請は可能か。

A5：既存団体をつないで1つの団体として新たに設立し、一体的に運営（寄せられたニーズを担い手につなぐ等）あたる場合、要綱第3条第1項第2号の団体移行支援が活用できる。なお、A4についても参照いただきたい。

Q6：積極的に活動をするためにNPO法人化している団体があるが、本助成金の活用は出来ないか。

A6：本ファンドでは、NPO法人を活動主体とする場合は、別表「第1サービス団体の基準」を満たしたNPO法人であれば、別表「第2助成対象活動の基準の助成対象外活動に規定する「法人」にはあたらないとみなす。
但し、本助成金を既存事業の代替資金として活用したり、事業所等活動拠点の備品更新などの目的に使用してはならない。

Q7：要綱第3条関係助成対象外活動①にある「傘下とみなされる」の具体例を示して欲しい。

A7：構成メンバーや運営形態等を基に審査委員会により判断されるが、その一例としては、①代表者等、会の運営に関する主な役職を務めるメンバーがほぼ同一である②会の運営等を検討する組織（運営委員会等）の構成メンバーがほぼ同一である③団体構成メンバーが上部団体にほぼ内包されている 等が考えられる。

Q8：地区社協を活動主体として支え合いサービスを展開する場合、助成の対象となるか。

A8：交付要綱別表第1（第3条関係）サービス団体の基準に該当しない場合があり、対象外。
しかし、地区社協の中で、生活支援サービスを実施するために新たな部会、プロジェクト等を立ち上げ、別表第1のサービス団体の基準を満たした場合については、助成対象とする。
この場合の助成区分は、第3条（2）サービス団体移行支援の該当とする。

【各市町村社協の申請額の上限について】

Q9：団体を複数申請する場合でも上限が決められているのであれば、その中でそれぞれの団体への金額等は割り振りをするようになるのか。

A9：設定される上限枠内で、市町村社協において対象地域にどのような活動が必要かを経費も併せて計画のうえ申請されたい。

Q10：実施年度3年間の内、市の上限の400万円は1年間あたりか、3年間通してか。

Q11：市の上限400万円について、28年度2団体で2か年計画400万円の申請を行った後、29年度同様の申請を行うことは可能か。

A10・11：平成29年度については、市社協に対する申請額上限を400万円、町村社協に対する上限を200万円と設定している。なお、1団体あたりの助成上限額は、実施期間2か年計画の事業であっても、200万円である。なお、2か年計画の事業の場合、決定した助成金額を各年度の必要額に応じ、2か年かけて交付することとなる。

また、申請上限額の設定については毎年度、募集の際に通知することとしており、3年間固定化された金額ではない。

Q12：2か年事業の助成決定額について、1年目に計画額を全て使わず助成金が余った場合は、次年事業分として繰り越してよいか。

A12：2年間事業の場合、年度ごとに報告が必要であり、当該年度に執行されなかった分は返還を求めることとなる。なお、1年目事業が計画どおりに執行されなかった場合、1年目および2年目の活動計画・収支計画について変更交付申請を行う必要がある。2年目の助成金額については、変更交付申請により認められた金額となる。

【助成対象経費について】

Q13：車両をリースする場合は賃借料として認められるか。

A13：リース契約は経常的経費となるため対象外となる。研修を行うために1日だけレンタカーを借りる等であれば賃借料として認められる。

Q14：サービス団体への助成金の上限はあるか。申請額のほとんどが助成金でよいか。

A14：上限額は設定しておらず、例えばサービス団体へ活動費支出における助成金であれば100万未満なら可能である。一方で、助成申請段階においては、積算資料の提出を求める。

Q15：管理費の上限20万円は1団体あたりでよいか。

A15：管理費の上限は1団体あたり20万円まで申請は可能ではある。但し助成金額については、当該団体への市町村社協の管理度合等から勘案し、審査委員会において判断される。

Q16：修繕費について、町所有で現在は使用していない建物でも対象外となるか。

A16：使用されていなくても行政財産となっている建物は対象外となる。

Q17：施設整備支出（ハード事業）が50万円の場合、助成活動支出（ソフト事業）は100万円を超えても良いか。

A17：施設整備を伴う場合でも、交付要綱第4条第1項に記載のとおり助成活動支出の上限は100万円以内となる。

Q18：公民館等公的施設を「活動の拠点」とする団体の場合、備品を公民館等に設置してもよいか。

A18：購入した備品等を活動拠点に設置することは可能であるが、その場合には①市町村社協と活動拠点との間で、備品等の設置（又は設置場所の借用）に係る契約を締結する、あるいは、②市町村社協から当該団体に貸借契約又は譲渡契約を締結したうえで、当該団体と活動拠点との間で、備品等の設置に係る契約を締結する等、適正な管理に努めなければならない。なお、本助成金により購入した備品等の所有権・使用权を公民館等公的施設に譲渡することは認められない。

Q19：助成対象活動の実施期間2年とはどのような意味か。2年目の活動も継続的に助成対象となるか。

A19：市町村社協が取り組む助成対象活動団体を設立し、サービス提供を始めるまでの一連の活動（活動）が2年間かけて取り組むものも対象となる、という意味である。したがって、既にサービス提供が始まった団体の2年目の活動を支援するものではない。

Q20：車両取得が可能となったが、サービス団体へ車両購入のみの目的で、助成することは可能か

A20：施設整備費支出のみの場合は、第4条2項により対象外である。なお、活動費支出が伴えば、助成可能である。一方で、サービス団体が法人格を有しない場合については、市町村社協が所有者となり、車両を貸与すること。

【間接助成について】

Q21：間接助成を行うための条件があるか

A21：市町村社協は、サービス団体に対し助成することができる。その場合、交付要綱第8条第1項および第10条から第15条に掲げる内容をサービス団体へ条件として付すとともに、サービス団体が適切に助成事業を遂行できるよう支援しなければならない。